

令和2年4月期 木城町農業委員会総会会議録

開催期日	令和2年4月30日(木) 午前9時～10時まで
出席委員	(農業委員 6人) 1番: 鎌田勝敏 2番: 工藤久美子 3番: 坂本康充 5番: 堀田計一 6番: 西和浩 8番: 平野豊文 (農地利用最適化推進委員 6人) ・岡定男 藤井恒美 國岡伸二 久保田博文 田村和之 西哲郎
欠席委員	(農業委員 1人 推進委員 0人) 農業委員: 後藤ミホ 推進委員: 0名
出席職員	事務局長: 湊上達也 専門監: 高橋茂義 主幹: 眞崎哲子
会議録署名委員	8番: 平野豊文 2番: 工藤久美子
議事日程	令和2年4月30日(木) 1日間
報告	(1) 4月の行事報告 (2) 農地転用事前調査報告(5件) (3) 農家相談日結果報告(0件) (4) 各委員活動報告 (5) 事務局報告 ① 相続届の提出について(1件) ② 合意解約書の提出について(4件) ③ 2a未満の農地転用届の提出について(1件) ④ 農用地利用配分計画の認可について ⑤ その他
会議事件	議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請承認について 議案第15号 非農地証明願いの承認について 議案第16号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の承認について 議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について 議案第18号 農用地利用集積計画(利用権設定)について 議案第19号 農地移動適正化あっせん事業の実施について
事務局 (事務局長)	皆さん、お早うございます。後藤委員につきましては、私事都合のため出席できないということで欠席届が届いています。それでは定刻よりも少し早いですが、皆さんお揃いですので、ただ今から4月期の木城町農業委員会定例総会を始めたいと思います。 皆さんご起立ください。一同、礼。ご着席ください。 それでは、コロナウイルス対策という事で席を机に一人ずつにさせて頂いております。尚、やはりコロナウイルスの対策関係上、総会を円滑に進めて頂いて出来るだけ短時間で終わりたいというふうに考えておりますので、ご協力の方をよろしくお願いいたします。 では、最初に鎌田会長からご挨拶を頂きます。よろしくお願いいたします。

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>皆さん、お早うございます。局長の方からお話がありましたように、ニュースは全て新型コロナウイルスに尽きてるんじゃないかなと思っております。本県におきましては当初17名の方が感染されて、それ以来感染者が出ていないというのは不幸中の幸いだと思っております。しかしながら、社会情勢を見ますと大変な打撃で、かつてない大きな災害ではないかと思っている所ですが、これがいつまで続くかが分かりません。私達も気を付けていても目に見えない相手と闘うわけですから、政府・行政の言われる事を信じて、それに従って行動を取らなければならないと思っております。皆様のご協力をお願い致します。</p> <p>新年度も一ヶ月過ぎたわけですが、今日が末日ということであります。仕事自体はそれぞれ全うしていかなければなりません。農業においては他の業種とは違いまして、コロナの為に仕事ができないという事はそんなになんじやないかと思っている所ですが皆さんいかがでしょうか。どちらにしても体には十分気を付けられて頑張ってもらいたいと思っております。</p> <p>本日の案件は6件出ております。皆さん方の負託をいただきながら、審議をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。</p>
<p>事務局 （事務局長）</p>	<p>ありがとうございました。それでは進行の方をよろしくお願ひします。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、ただ今から令和2年4月期の定例総会を開会致します。</p> <p>本日の本会議の出席委員は、農業委員7名中6人の出席ですので総会は成立しています。農地利用最適化推進委員の出席は6名ですので、本日の定例総会出席委員は合計12名の出席となります。</p> <p>議事録署名委員の指名ですが、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>それでは、8番平野豊文と2番工藤久美子にお願ひしたいと思います。</p> <p>次に、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の高橋専門監と眞崎主幹を指名致します。</p> <p>それでは、本会議に入りたいと思ひます。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請承認についてであります。事務局長の朗読と説明をお願いします。</p>
<p>事務局 （事務局長）</p>	<p>総会資料の16ページをお願いします。議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請の承認についてであります。農地法第3条の規定による許可申請を下記のとおり提出する。</p> <p>受付番号11番 譲渡人・譲受人については、表記のとおりです。土地表示 大字椎木字赤谷原〇〇番 地目 畑 地積 1,857 m² 移動区分 売買 借賃又は売買価格 425,000 円/10 a 経営状況 家族3 労働力2 経営面積</p>

	4,839 m ² 移動の理由 規模拡大 担当委員は、3 番坂本委員です。資料につきましては、19 ページに添付しています。
議長（会長） 鎌田 勝敏	それでは、受付番号 11 番につきまして、担当の 3 番坂本委員の説明をお願いします。
(3 番) 坂本 康充	受付番号 11 番について説明いたします。 譲渡人は比木〇〇さん、譲受人は百合野の〇〇さんであります。 場所は 19 ページをご覧ください。右側に写っている家、牛舎が〇〇さんの自宅であります。購入される場所の左右の農地は〇〇さんの土地であります。この畑は元々〇〇さんが長年借りられて耕作しており、今回、比木地区の方との合意の上売買が成立致しました。購入されてからも今まで通り露地野菜主にジャガイモ・人参等を作付けするとの事です。 説明は以上です。審議の程よろしく願いいたします。
議長（会長） 鎌田 勝敏	議案第 14 号は 3 条ですけれども、受付番号 11 番につきましては売買、12 番以降は賃貸借という事ありますので、区別して審議したいと思います。 それでは議案第 14 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認について受付番号 11 番について質疑のある方は挙手の上質疑をお願いします。
(6 番) 西 和浩	農地を〇〇が所有者になってるというのは？
事務局 (事務局長)	気持ち的には所有はできない団体だとは思いますが、昔の入会地や山でもそうですけど、慣例上という形で持っていた土地だと思います。基本的には当初は個人の土地だったのかもしれないですけど、慣例により地区で管理している所を〇〇に寄付されたんじゃないかという想像もつきますが、法律上では〇〇では持てない土地だと思いますので、こういった形で売買してなくすというのは逆に良い事だと考えます。
議長（会長） 鎌田 勝敏	私が知っている限りでは〇〇は持てません。ただ、〇〇の代表者の名前になってると思います。その方が江戸時代の人か明治時代の人か分かりませんが、そういう方になってる可能性が多いですね。だからこれは良い事でないかと私も思います。 他にございませんか。 (質疑なし・意見なし) 他に質疑が無いようですので、お諮り致します。議案第 14 号農地法第 3 条の規定による許可申請承認についてであります。受付番号 11 番につきまして賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)

	<p>全員賛成との事ですので、議案第 14 号農地法第 3 条の規定による許可申請承認について承認可決と致します。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして、受付番号 12 番、13 番について事務局長の朗読と説明をお願いします。</p>
<p>事務局 （事務局長）</p>	<p>議案第 14 号農地法第 3 条の規定による許可申請承認について、12 番以降の説明をさせていただきます。</p> <p>受付番号 12 番 譲渡人・譲受人については、表記のとおりです。土地表示 大字椎木字江河口〇〇番 地目 田 地積 713 m² 移動区分 賃貸借 借賃又は売買価 全部で 15,000 円 経営状況 家族 4 労働力 1 経営面積 1,006 m² 移動の理由 規模拡大 担当委員は、8 番平野委員 新規です。資料につきましては、20 ページに添付しています。</p> <p>受付番号 13 番 譲渡人・譲受人については、表記のとおりです。土地表示 大字椎木字江河口〇〇番 地目 田 地積 442 m² 他 10 筆 計 11 筆 5,634 m² 移動区分 賃貸借 借賃又は売買価格 全部で 60,000 円 経営状況 家族 4 労働力 1 経営面積 1,006 m² 移動の理由 規模拡大 担当委員は、7 番後藤委員 新規です。資料につきましては、20 ページに添付しています。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>受付番号 12 番につきまして、新規でありますので平野委員の方から補足説明があればお願いします。</p>
<p>（8 番） 平野 豊文</p>	<p>今日は後藤委員がおられませんので、20 ページを見て頂くと分かると思いますが、たまたま同じ人が借りられますので、私が藤井委員と現地を確認いたしました。</p> <p>報告の中で説明しましたように、受付番号 12 番の〇〇さんの土地の確認に行きまして、そしてそのついでにちょうど後藤委員の担当の所と同じになっておりますので確認させていただきました。</p> <p>ここは全部もう田が植えられておりまして完全にきれいに管理されております。以上です。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは議案第 14 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認について、受付番号 12 番 13 番につきまして質疑のある方は挙手の上質疑をお願いします。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>質疑が無いようですのでお諮り致します。議案第 14 号農地法第 3 条の規定による許可申請の承認についてであります。受付番号 12 番 13 番につきまして賛成の方は挙手をお願い致します。</p>

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成との事ですので、議案第 14 号農地法第 3 条の規定による許可申請承認について承認可決と致します。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして、議案第 15 号 非農地証明願いの承認についてであります。事務局長の朗読と説明をお願いします。</p>
<p>（事務局） 事務局長</p>	<p>総会資料の 21 ページをお願いします。議案第 15 号非農地証明願いの承認についてであります。非農地証明願いの承認について下記のとおり提出する。</p> <p>受付番号 1 番 申請人については、表記のとおりです。土地表示 大字石河内字上谷内〇〇番 地目 田 地積 4,470 m² 他 1 筆 計 2 筆 5,077 m² 現況地目 雑種地 事由 耕作放棄地のうち農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地（人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地）であって、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施、企業参入のための条件整備等）が計画されていない土地のうち次のいずれかの要件を満たしている。（ア）その土地が、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合。（イ）（ア）以外の場合にあつて、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合。担当委員は、6 番西委員です。資料につきましては 22 ページから 24 ページに添付してあります。</p> <p>受付番号 2 番 申請人については、表記のとおりです。土地表示 大字高城字津木ノ内〇〇番 地目 田 1 筆 地積 1,469 m² 現況地目 雑種地 事由 耕作放棄地のうち農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地（人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地）であつて、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施、企業参入のための条件整備等）が計画されていない土地のうち次のいずれかの要件を満たしている。（ア）その土地が、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合。（イ）（ア）以外の場合にあつて、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合。担当委員は、1 番鎌田委員です。資料につきましては 25 ページから 27 ページに添付してあります。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>受付番号 1 番につきまして、担当の西委員の方から補足説明があればお願いします。</p>
<p>（6 番） 西 和浩</p>	<p>受付番号 1 番の土地ですけど、所有者は息子さんですけど宮崎市内に住まわれてまして、お母さんがご健在なんですけど〇〇を出られて施設に入所されてい</p>

	<p>るという事で、私が農業委員になった6年程前から耕作を一切されていない状況です。今も荒れた状況で、地図を見てもらっても分かるように周りは山林に囲まれて、鳥獣被害等も結構多い場所ですので引き継ぎ耕作する方もおられず、そのまま放置されている状態です。以上です。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>2番につきましては私が担当ですので説明いたします。</p> <p>先程事務局長から説明がありました通り、耕作放棄地のうち農地として利用できないという土地であります。事務局報告①番でありました相続されて、これは大変だという事で申請されたんじゃないかと私は思っております。今から写真説明がありますので現状を見て審議して頂ければと思います。</p> <p>また、私の見る限りはですね、農地にも行かれないような所ありますので、難しいかなと思っております。</p>
<p>（事務局） 眞崎 主幹</p>	<p>（プロジェクターを使用し写真説明）</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>以上で説明が終わりました。審議に入ります。議案第15号 非農地証明願いの承認についてであります。受付番号1番2番につきまして質疑をお受け致しますが、質疑のある方は挙手の上、受付番号を言われて質疑に入ってください。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>質疑が無いようですのでお諮り致します。議案第15号 非農地証明願いの承認についてであります。受付番号1番2番につきまして賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成という事ありますので、承認可決と致します。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請の承認についてであります。事務局長の朗読と説明をお願いします。</p>
<p>（事務局） 事務局長</p>	<p>総会資料の28ページをお願いします。議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について農地法第4条の規定による許可申請を下記のとおり提出する。</p> <p>受付番号2番 申請人については、表記のとおりです。土地表示 大字石河内字大平〇〇番 地目 畑 地積 3,041㎡ 他1筆 計2筆 11,397㎡ 転用目的 植林 施設概要 杉2,750本 担当委員は、6番西委員です。資料につきましては29ページから33ページに添付してあります。</p>

議長（会長） 鎌田 勝敏	事務局より、写真説明をお願いします。
（事務局） 眞崎 主幹	（プロジェクターを使用し写真説明）
議長（会長） 鎌田 勝敏	以上で説明が終わりました。議案第 16 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の承認についてであります。受付番号 2 番につきまして、担当の西委員の方から補足説明があればお願いします。
（6 番） 西 和浩	只今写真で見て頂きましたように、10 年程前まではご家族で梅を出荷されていたようですが、申請人の方も体を悪くされて自宅療養中ですし、息子さん達もそれぞれお勤めをされていて農業は携われておられません。梅の方も見て頂いたように 10 年程管理もされてなくて老木になって荒れている状態ですので、今回、植林したいという事で申請が上がってきております。
議長（会長） 鎌田 勝敏	<p>以上で説明が終わりました。審議に入ります。議案第 16 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の承認についてであります。受付番号 2 番につきまして質疑をお受け致しますが、質疑のある方は挙手の上、受付番号を言われて質疑に入ってください。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>質疑が無いようですのでお諮り致します。議案第 16 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の承認についてであります。受付番号 2 番につきまして賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成という事ですので、承認可決と致します。</p>
議長（会長） 鎌田 勝敏	つづきまして議案第 17 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてであります。事務局長の朗読と説明をお願い致します。
（事務局） 事務局長	<p>総会資料の 34 ページをお願いします。議案第 17 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について農地法第 5 条の規定による許可申請を下記のとおり提出する。</p> <p>受付番号 2 番 貸付人・借受人については、表記のとおりです。土地表示 大字高城字岸立〇〇番 地目 田 地積 343 m² 移動区分 売買 転用目的 一般個人住宅建築 施設概要 建築面積 1 棟 92,74 m² 担当委員は、5 番堀田委員です。資料につきましては 35 ページから 41 ページに添付してあります。</p>

議長（会長） 鎌田 勝敏	事務局より、写真説明をお願いします。
(事務局) 眞崎 主幹	(プロジェクターを使用し写真説明)
議長（会長） 鎌田 勝敏	以上で説明が終わりました。担当委員の方から補足説明があればお願いします。
(5番) 堀田 計一	今、事務局が説明したとおりです。別にはありません。
議長（会長） 鎌田 勝敏	<p>それでは審議に入ります。議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請の承認についてであります。受付番号2番につきまして質疑をお受け致しますが、質疑のある方は挙手の上、受付番号を言われて質疑に入ってください。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑が無いようですのでお諮り致します。議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請の承認についてであります。受付番号2番につきまして賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成という事ですので、承認可決と致します。</p>
議長（会長） 鎌田 勝敏	つづきまして議案第18号農用地利用集積計画（利用権設定）についてであります。事務局長の朗読と説明をお願い致します。
(事務局) 事務局長	<p>総会資料42ページをお願いします。議案第18号農用地利用集積計画（利用権設定）について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記利用集積計画の決定を求める。</p> <p>整理番号1番受付番号21番 移動区分 使用賃借 借受人・貸付人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字高城字亀田〇〇番 地目 田地積 971㎡ 他6筆 計7筆 7,385㎡ 利用目的 稲作 始期終期 2020年5月11日から2040年5月10日(20年) 借賃 全部で0円 経営面積 1.5ha 家族数 5人 稼働労働力 2人 担当は1番の鎌田委員 更新となります。資料は44ページに添付してあります。</p> <p>整理番号2番受付番号22番 移動区分 賃貸借 借受人・貸付人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字高城字乙王丸〇〇番 地目 田地</p>

	<p>積 498㎡ 他1筆 計2筆 1,019㎡ 利用目的 稲作 始期終期 2020年5月10日から2022年5月9日(2年間) 借賃 10,000円/10a 経営面積 5.1ha 家族数 3人 稼働労働力 3人 担当は1番鎌田委員で、更新です。資料は45ページに添付してあります。</p> <p>整理番号3番受付番号122番、整理番号4番受付番号123番の案件につきましては、農地中間管理事業での賃貸借契約となります。借受人は全て公益社団法人宮崎県農業振興公社となっており、4月20日に公社の審査会で全て可決されております。合計で、田2筆の地積1,986㎡、畑2筆の地積2,012㎡の集積面積となっております。今回の農地中間管理事業の配分計画の参考資料を資料48ページに記載しております。以上です。</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、議案第18号 農用地利用集積計画(利用権設定)につきましては、受付番号ごとに裁決をしていきたいと思っております。</p> <p>受付番号21番につきましては更新でありますので担当委員の説明は省かせて頂きます。それでは、質疑のある方は挙手の上、質疑をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑が無いようですのでお諮り致します。議案第18号 農用地利用集積計画(利用権設定)についてであります。受付番号21番につきまして賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成という事ありますので、承認可決と致します。</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして、受付番号22番につきましては該当者がおられますので、退席をお願い致します。</p> <p><議事参与関係委員退席></p> <p>それでは受付番号22番につきまして、質疑のある方は挙手の上、質疑をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>質疑が無いようですのでお諮り致します。議案第 18 号 農用地利用集積計画（利用権設定）についてであります。受付番号 22 番につきまして賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成という事でありますので、承認可決と致します。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p><議事参与関係委員着席></p> <p>それでは、受付番号 122 番 123 番につきまして、質疑のある方は挙手の上、質疑をお願い致します。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>質疑が無いようですのでお諮り致します。議案第 18 号 農用地利用集積計画（利用権設定）についてであります。受付番号 122 番 123 番につきまして賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成という事でありますので、承認可決と致します。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして、議案第 19 号農地移動適正化あっせん事業の実施についてであります。事務局長の朗読と説明をお願い致します。</p>
<p>（事務局） 事務局長</p>	<p>総会資料 49 ページをお願いします。議案第 19 号農地移動適正化あっせん事業の実施について</p> <p>受付番号 1 番 申請人については、表記のとおりです。土地表示 大字椎木字星出〇〇番 地目 田 地積 867 m² 他 5 筆 計 6 筆 8,287 m² 指名委員 委員、最適化推進委員 1 名ずつ 実施形態 売買 希望価格 500,000 円 / 10 a 資料は 50 ページに添付してあります。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>議案第 19 号農地移動適正化あっせん事業の実施についてであります。推進委員の指名をしなければなりません。地図を見てもらうと分かるんですが、県道を挟んで両サイドにあります。位置的に担当は後藤委員・吉岡推進委員の担当区になると思います。しかしながら、県道から東の方は月輪は平野委員の担当区になります。この付近の事情は椎木地区という見方をしたいと思うんです。担当委員を指名しなければなりませんので、平野委員と藤井推進委員にお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。勿論、後藤委員・吉岡推進委員も協力するという条件のもとに指名をあげなければなりませんので、そのようにお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。</p>

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>この件は、あっせんにつきましては担当という事でありすけれども、全ての方が携わってほしいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
<p>(事務局) 事務局長</p>	<p>あっせんについて説明をさせていただきます。あっせんは農地利用最適化推進委員を必ず1名添えた形で担当委員を設置しなければならない。今回、平野委員と藤井推進委員に指名委員としてなって頂きましたが、当然担当区が後藤委員・吉岡推進委員の担当区でありますので、協力してやって頂ければと思いますが、皆様に今まであっせん名簿記載という形で総会のたびに名簿記載者をお知らせしてきておりますが、そのあっせん名簿の中から購入されますかというような形で、希望者に対してあっせんをしていただくという事ですので、担当になられた方にはあっせん名簿をお渡ししたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>説明が終わりましたが、指名委員ですが平野委員と藤井推進委員にお願いしたいと思いますが、この件に関しまして承認をしていただければ挙手をお願いします。</p> <p>多数という事で承認したいと思います。</p> <p>それでは、平野委員と藤井推進委員はよろしくお願いいたします。</p> <p>以上で本会議を終了致します。</p>
<p>協議会</p>	<p>1 5月の行事予定について 2 その他</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>以上をもちまして、令和2年4月期の総会を閉会します。</p>
	<p>この会議録は事実と相違ないことを確認し、ここに署名いたします。</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">署名委員</p> <p style="text-align: center;">署名委員</p>